

富田林市指定文化財 第6号

# 河内水平社荊冠旗

【名称】 河内水平社荊冠旗（かわちすいへいしゃけいかんき）

【員数】 1点

【種別】 有形文化財（歴史資料）

明治維新以降、江戸時代にあった身分制度はなくなったとされますが、それまで賤民とされた人々への差別は依然として残っていました。しかし、奈良の西光万吉らが被差別部落の地位向上と人間の尊厳の確立を目的とした運動を始め、これが水平社の設立につながりました。大正11(1922)年に開催された全国水平社創立大会では、日本初の人権宣言といえる「水平社創立宣言」が採択されています。

このころ、富田林でも青年数名が中心となって河内水平社が結成されました。大正13(1924)年までには名称が変わったことが資料で確認できるため、河内水平社という名称は設立から数年間のみ用いられたと考えられます。

写真の荊冠旗には、河内水平社と書かれた布が縫い付けられており、結成から間もない時期に作成されたことが明らかです。同じ時期に64点の荊冠旗が作られたことが京都の制作店の記録で確認できますが、現存するものはこの旗の他に全国で数点のみです。

河内水平社はさまざまな運動を繰り広げましたが、弾圧を受けて徐々に力を失い、戦時色が強まる昭和13(1938)年までに自然消滅したとみられています。その存続期間は十数年と短く、現存している史料もほとんどありませんが、この荊冠旗は大阪南部における初期の水平運動を象徴する数少ない遺物であり、今に残る貴重な資料といえます。



スマートフォンで左のQRコードを読み取ることで、富田林市文化財デジタルミュージアム「おうちdeミュージアム」をご覧いただけます。



富田林市文化財リーフレット 6

富田林市指定文化財第6号

河内水平社荊冠旗



発行年月 令和6年12月 編集発行 富田林市教育委員会  
〒584-8511 富田林市常盤町1番1号 TEL 0721-25-1000 (代)